

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(六件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部調整課・街路計画課・市街地整備部企画課)……………一
- 都市計画事業の認可(十一件)……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(同)……………五
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)……………(同)……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………一〇
- 知事指定薬物の指定……………(保健医療局健康安全全部業務課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二

○パークキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収委託……………(警視庁)……………三

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………三

告示

●東京都告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画面
用途地域

第一種低層住居
居専用地域
削除する部分

練馬区上石神井四丁目、羽沢二丁目、桜台三丁目及び足立区南花畑五丁目各地方

第一種中高層
住居専用地域
追加する部分

足立区南花畑五丁目地内
削除する部分

練馬区上石神井二丁目、上石神井四丁目及び羽沢三丁目各地方

第一種住居地
追加する部分

練馬区上石神井四丁目、羽沢二丁目、羽沢三丁目及び桜台三丁目各地方

地内

削除する部分

練馬区関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目及び上石神井四丁目各地方

近隣商業地域

追加する部分

練馬区関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地方
変更する部分

商業地域

追加する部分

品川区大崎一丁目及び大崎三丁目各地方
削除する部分

準工業地域

追加する部分

品川区大崎一丁目及び大崎三丁目各地方
削除する部分

品川区大崎一丁目、大崎三丁目及び練馬区羽沢三丁目各地方
変更する部分

品川区大崎一丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに品川区役所、練馬区役所及び足立区役所

●東京都告示第百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画公園及び昭島都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画公園及び昭島都市計画公園

第九・六・一 追加する部分

号昭和記念公園 昭島市もくせいの杜二丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)

●東京都告示第百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画河川

第八号善福寺 追加する部分

杉並区西荻北四丁目、西荻北五丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、善福寺一丁目、桃井四丁目、南荻窪一丁目、南荻窪四丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、宮前二丁目、高井戸東四丁目、成田西二丁目及び成田西三丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)

●東京都告示第百二百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路環状 追加する部分 第六号線

品川区大崎一丁目、大崎三丁目及び大崎五丁目各地内

品川区大崎一丁目及び大崎五丁目各地内 削除する部分 変更する部分

二 関係図書の縦覧

品川区東品川一丁目、東品川二丁目、北品川三丁目、北品川三丁目、北品川四丁目、北品川五丁目、大崎一丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田三丁目、西五反田四丁目、西五反田五丁目、西五反田七丁目、西五反田八丁目、目黒区下目黒二丁目、下目黒三丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目、青葉台四丁目、東山一丁目、東山二丁目、大橋一丁目、大橋二丁目、駒場一丁目、渋谷区神泉町、松濤二丁目、神山町、富ヶ谷一丁目、富ヶ谷二丁目、上原一丁目、代々木四丁目、代々木五丁目、元代々木町、初台一丁目、初台二丁目、本町三丁目、新宿区西新宿三丁目、西新宿四丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、中井一丁目、中井二丁目、中野区弥生町一丁目、本町一丁目、本町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野三丁目、東中野四丁目、豊島区目白五丁目、南長崎一丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、長崎一丁目、千早一丁目、要町一丁目、池袋三丁目、高松一丁目、板橋区南町、中丸町、熊野町、大山金井町、板橋二丁目、大山東町、氷川町及び仲宿各地内

●東京都告示第二百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
日野都市計画道路

三・四・一号 削除する部分

甲州街道線

日野市日野本町一丁目、日野本町二丁目、日野本町四丁目、日野本町七丁目、日野台三丁目及び日野台四丁目各地方内

変更する部分

立川市錦町五丁目、錦町六丁目、日野市日野、日野本町一丁目、日野本町二丁目、日野本町三丁目、日野本町四丁目、日野本町七丁目、大坂上一丁目、大坂上二丁目、大坂上四丁目、栄町一丁目、新町一丁目、新町二丁目、日野台一丁目、日野台三丁目、日野台四丁目、日野台五丁目、多摩平五丁目、多摩平六丁目、さくら町及び八王子市高倉町各地方内

変更する部分

三・五・十三号神明上東線

日野市日野本町一丁目及び日野本町二丁目各地方内

三・四・十五 変更する部分

号日野本町東 日野市日野本町二丁目及び日野本町三丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第二百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画土地区画整理事業

足立東部土地 区画整理事業

削除する部分

足立区花畑一丁目、花畑八丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目及び南花畑五丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第二百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 杉並区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路杉並区画街路第三号線、区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第十号線及び区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第十一号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 杉並区井草五丁目、上井草二丁目及び上井草三丁目各地方内

使用の部分

杉並区井草五丁目、上井草二丁目及び上井草三丁目各地方内

●東京都告示第二百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路練馬区画街路第八号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 練馬区関町北四丁目地方内

使用の部分

練馬区関町北二丁目及び関町北四丁目各地下

●東京都告示第二百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第六号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 練馬区上石神井二丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第二百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業特殊街路練馬自転車歩行者専用道第二号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

練馬区上石神井四丁目地内

使用の部分

練馬区上石神井四丁目地内

●東京都告示第二百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業特殊街路練馬自転車歩行者専用道第三号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

練馬区関町北四丁目地内

使用の部分

練馬区関町北二丁目及び関町北四丁目各地下

●東京都告示第二百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

練馬区

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百三十号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

練馬区関町北二丁目及び関町北四丁目各地下

使用の部分

●東京都告示第二百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき西東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第三号線

三 事業施行期間 令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

西東京市富士町四丁目及び東伏見二丁目各地下

使用の部分

なし

●東京都告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき西東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称
西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第四号線

三 事業施行期間

令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

西東京市富士町四丁目及び東伏見二丁目各地内

使用の部分

西東京市富士町四丁目及び東伏見二丁目各地内

●東京都告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき西東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称
西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第五号線

三 事業施行期間
令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

西東京市富士町五丁目地内

使用の部分

西東京市富士町五丁目地内

●東京都告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき西東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称
西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第六号線

三 事業施行期間

令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

西東京市富士町五丁目、東伏見一丁目及び東伏見二丁目各地内

使用の部分

西東京市東伏見一丁目地内

●東京都告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき西東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称
西東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第八号線

三 事業施行期間

令和六年三月六日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

西東京市富士町六丁目及び東伏見一丁目各地内

使用の部分

なし

●東京都告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第七百四十一号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2（交通広場）

三 事業施行期間

平成三十年十二月二十五日から令和二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

平成三十年東京都告示第七百四十一号の事業地のうち、練馬区上

一 石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各区内において事業地を変更する。

使用の部分

平成三十年東京都告示第七百四十一号の事業地のうち、練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各区内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
月島三丁目南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和二年十一月五日から令和十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区月島三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区月島三丁目二十四番五号
令和二年十一月五日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和六年三月六日

●東京都告示第二百十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東池袋一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
東池袋一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和四年七月六日から令和十年三月三十一日まで
- 三 施行地区
豊島区東池袋一丁目及び東池袋二丁目各区内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
豊島区東池袋一丁目四十八番十号
令和四年七月六日
- 五 変更の内容
事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日
令和六年三月六日

●東京都告示第二百十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
囲町東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和二年九月十六日から令和八年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
中野区中野四丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中野区中野四丁目十七番五号
令和二年九月十六日
- 五 変更の内容
事業施行期間を令和十年十二月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日
令和六年三月六日

●東京都告示第二百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
葛飾区小菅一丁目十九番一及び同番 令和六年二月八日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁)

第二本庁舎三階中央

●東京都告示第二百十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区三田一丁
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、
一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ト
リクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物



【起点】座標値一覧

地点名	X座標	Y座標	地点名	X座標	Y座標
起点1	-38309.847	-8600.965	起点7	-38353.476	-8602.030
起点2	-38323.459	-8630.231	起点8	-38378.122	-8594.515
起点3	-38322.475	-8611.835	起点9	-38376.678	-8605.801
起点4	-38322.992	-8605.917	起点10	-38431.175	-8619.712
起点5	-38385.146	-8656.269	起点11	-38426.862	-8583.157
起点6	-38348.401	-8565.120	起点12	-38421.197	-8600.650

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

別図

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- - -: 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域
- ▩: (令和5年東京都告示第1225号で指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域
- (この告示により指定する区域)

【格子の回転角度】

- 起点1: 3度54分14秒
- 起点2: 85度40分43秒
- 起点3: 5度17分2秒
- 起点4: 4度45分54秒
- 起点5: 15度8分37秒
- 起点6: 5度47分4秒
- 起点7: 6度53分41秒
- 起点8: 6度52分7秒
- 起点9: 7度17分40秒
- 起点10: 9度50分38秒
- 起点11: 11度24分44秒
- 起点12: 8度54分59秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

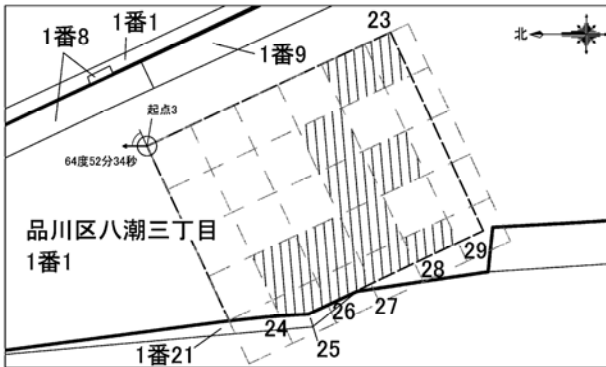
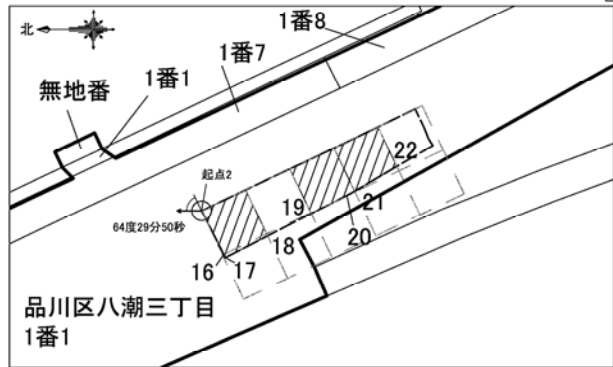
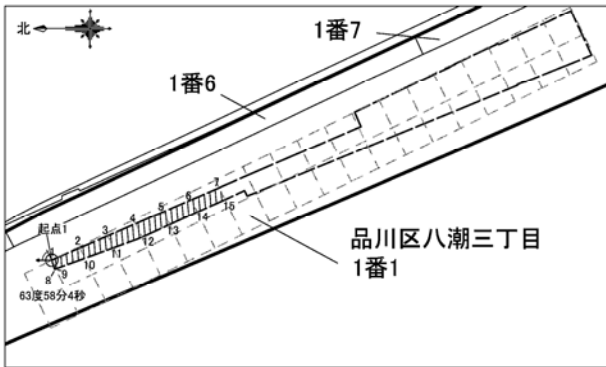
令和六年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区八潮三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

別図



起点は、次の座標とする。
起点1は、座標値(X=-43259.606 Y=-6945.008)とする。
起点2は、座標値(X=-43489.571 Y=-6838.301)とする。
起点3は、座標値(X=-43682.504 Y=-6746.759)とする。
※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標によって作成した。
格子の回転角度
起点1は、63度58分4秒 起点2は、64度29分50秒 起点3は、64度52分34秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<座標データ>

No.	X座標	Y座標	No.	X座標	Y座標	No.	X座標	Y座標
1	-43259.606	-6945.008	11	-43279.892	-6940.970	21	-43520.887	-6834.270
2	-43268.779	-6941.002	12	-43289.308	-6937.462	22	-43529.544	-6829.191
3	-43277.978	-6937.051	13	-43298.437	-6933.967	23	-43733.134	-6723.017
4	-43287.178	-6933.101	14	-43307.546	-6929.232	24	-43710.022	-6781.886
5	-43296.374	-6929.144	15	-43316.662	-6925.111	25	-43716.170	-6781.503
6	-43305.563	-6925.172	16	-43494.117	-6847.212	26	-43720.033	-6779.680
7	-43314.752	-6921.200	17	-43494.462	-6847.860	27	-43729.077	-6775.414
8	-43260.624	-6947.944	18	-43503.102	-6843.439	28	-43738.121	-6771.147
9	-43260.978	-6947.815	19	-43512.007	-6838.882	29	-43747.166	-6766.881
10	-43270.435	-6944.393	20	-43519.998	-6834.792			

凡例
--- 単位区画
--- 調査対象範囲
// 形質変更時要届出区域
— 筆境界
— 敷地境界

●東京都告示第二百二十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百四十
九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

令和六年三月六日

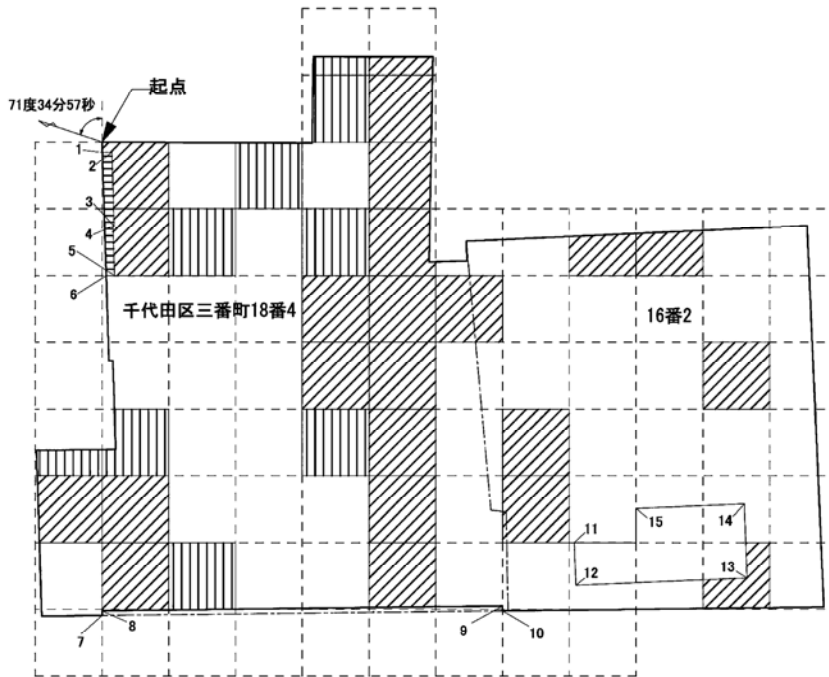
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区三番町
地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



座標値一覧		
地点	X座標	Y座標
1	-34281.660	-8420.018
2	-34283.017	-8419.565
3	-34286.861	-8430.044
4	-34286.674	-8430.113
5	-34289.268	-8436.984
6	-34288.060	-8437.386
7	-34303.556	-8485.896
8	-34303.333	-8485.225
9	-34360.032	-8465.587
10	-34360.262	-8466.277
11	-34367.207	-8453.184
12	-34369.475	-8459.157
13	-34393.430	-8450.029
14	-34389.575	-8439.693
15	-34374.410	-8445.469

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律
第188号)の規定により、世界測地系の座標
計算によって作成した。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 指定を解除する区域
 - ▩ 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第17号に
より指定した区域)
 - ▧ 形質変更時要届出区域
(平成31年東京都告示第349号に
より指定した区域)

【起点】
起点は、千代田区三番町18番4の最北端とする。

【格子の回転角度(71度34分57秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引
いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構
成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させ
た角度を示す。

●東京都告示第二百二十二号
 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和六年三月七日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	MiPLA、 MIPLA、 N-Methyl-N-isopropyl lysergamide
(2)	2-{[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Butonitazene
(3)	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)プタン-1-オン及びその塩類	N-Propylbutylone、 Putylone、 bk-PBDB

●東京都告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神楽坂高円寺

二 変更の区間

新宿区戸山二丁目二十四番三地内から同区新宿七丁目三百四十三番二地内まで

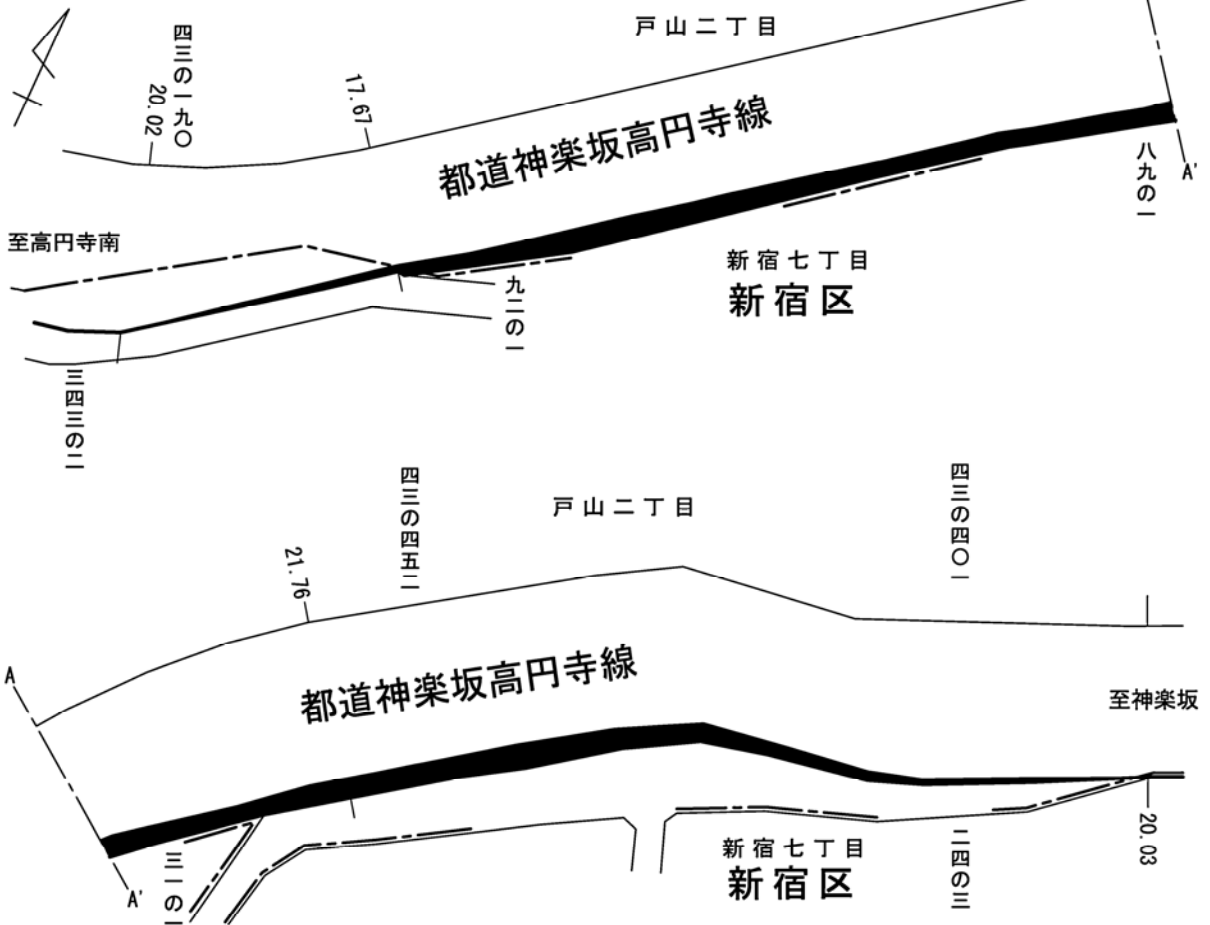
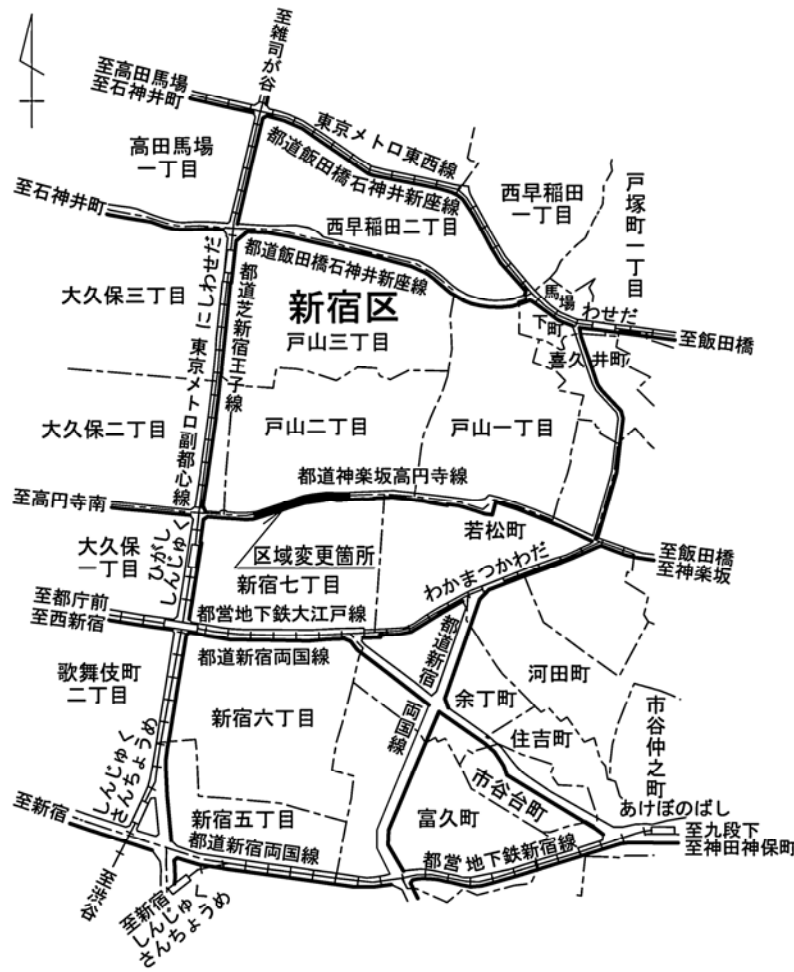
三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

都道神楽坂高円寺線区域変更略図
新宿区戸山二丁目、新宿七丁目

都道	二八五・二六メートル
特別区道	二九〇・一一メートル
編入区域	面積
延長	二九〇・一一メートル



●東京都告示第二百二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備からパーキング・チケットの発給を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

日本信号株式会社 千代田区丸の内一丁目五番

一号

タイムズ24株式会社 品川区西五反田二丁目二十

番四号

二 委託期間

令和六年二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ブレイパークセタがや

二 代表者の氏名

登坂 真人

三 主たる事務所の所在地

世田谷区桜一丁目三十一番二十三号 K邸B棟天野方

四 更新された認定の有効期間

令和四年十二月二十五日から令和九年十二月二十四日

まで

一 名称

特定非営利活動法人健康と病いの語りデイベックス・

ジャパン

二 代表者の氏名

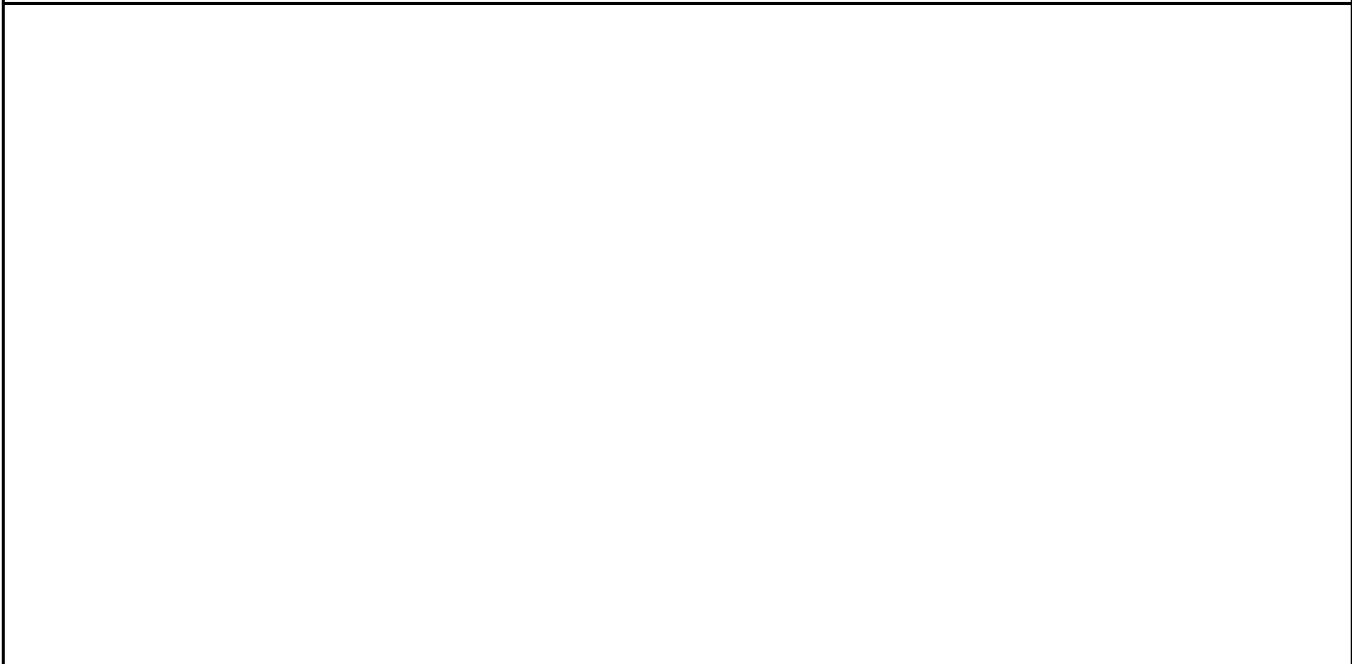
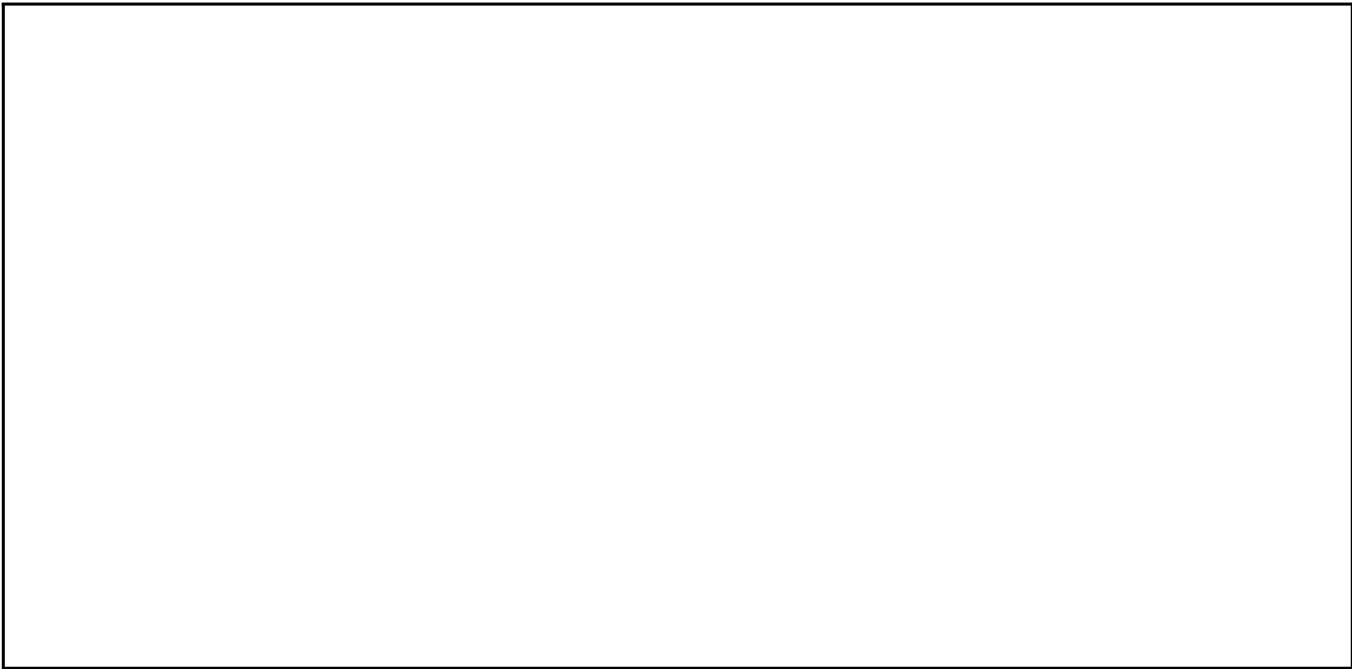
別府 宏園

三 主たる事務所の所在地

中央区東日本橋三丁目五番九号

四 更新された認定の有効期間

令和五年九月二十日から令和十年九月十九日まで



発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001